非常勤職員の一般職への位置づけ変更に伴う

（知事部局）

平成２７年８月５日

勤務労働条件の改正について（提案）

１　提案理由

　　知事部局の非常勤職員（非常勤特別嘱託員、非常勤若年特別嘱託員、非常勤嘱託員、非常勤作業員）については、平成２６年７月４日付け総行公第５９号総務省自治行政局公務員部長の通知を踏まえ、平成２８年４月１日より、一部の非常勤職員を除き、地方公務員法第１７条に基づく一般職の地方公務員にその位置づけを変更することから、これに伴う勤務労働条件について、以下のとおり改正する。

２　対象

　　知事部局に勤務する非常勤職員

（顧問、参与、特別顧問、特別参与、弁護士、医師、統計調査員等を除く。）

３　提案内容

（１）懲戒の基準

　　　常勤職員の例による。

（２）分限の基準

　　　常勤職員の例による。ただし、降任は適用しない。

なお、分限休職の期間は１年以内とする。

（３）特別休暇

　　（有給）

　　　・妊産婦の休息、セクハラ相談、大腸検診及び女性検診については、職務専念義務の免除とする。

　　（無給）

・病気休暇は、９０日以内とする。

　　　・生理休暇は、１回について２日以内とする。

４　その他

　　非常勤職員の一般職への位置づけ変更に伴う関係条例の改正（案）については、平成２７年９月議会（前半）に提案予定。

５　協議期限

　　平成２７年９月２日